

2020年6月25日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 橋本聖子 様

新型コロナウイルス感染症対策にジェンダーの視点を求めます

日本婦人団体連合会(婦団連)

会長 柴田 真佐子

新型コロナウイルス感染の収束が見通せないなか、「緊急事態宣言」は解除されましたが、都市部を中心に感染は増加傾向にあり、予断を許さない状況です。医療と検査体制を抜本的に強化し、今後の感染拡大に備える必要があります。医療崩壊を起こさないために、医療機関の深刻な経営危機に対する財政支援を抜本的に強化すること、暮らしと営業、雇用、教育を守るなどの対策が急がれます。営業自粛要請は補償とセットで行うこと、非正規労働者や中小業者・フリーランスへの直接支援が必要です。

コロナ禍は女性に深刻な影響を与えています。世界的に、コロナ対策の最前線で働く医療・福祉従事者の7割が女性です。また、働く女性の多くが低賃金・不安定な非正規労働者であり、経済危機のもとで真っ先に切り捨てられています。ある地方の労働相談センターでは、4月、5月は全体の相談件数が倍化(250件弱)、その8割がコロナ関連の相談でした。住まいを失うなど今日、明日の暮らしにも困窮している切迫した相談の6割強が女性、そのうち6割強が非正規です。外出自粛と生活不安によるストレスが、家庭内でのDVや虐待を誘発しています。

国連女性機関(UNウィメン)は、各国政府に「コロナ対策が女性を取り残していないか」と問い、ジェンダーの視点に立った対策が女性だけでなくすべての人々に良い結果をもたらすことを強調しています。ジェンダーの視点に立ったコロナ危機対策、社会的に弱い立場である、女性、高齢者、障害者、シングルマザー、妊産婦、性的マイノリティーの人たちの実態にみあった対策の実施を求め、以下の事項を要望します。

記

1、ジェンダーの視点に立った新型コロナウイルス感染症対策の実施のために、国や自治体のコロナ対策本部など意思決定の場に女性の参画を増やすこと。

1、女性の生活実態にみあった経済的・社会的支援を強め、給付金支給や補償は世帯単位ではなく、個人単位におこなうこと。DV被害者にも支援が届くようにすること。

1、医療・介護・福祉・保育・教育現場で働く女性労働者に対する支援及び人的配置を抜本的に強化し、安心と安全を確保するためにPCR検査等の実施体制、防護具の整備を強化すること。

1、正規・非正規労働者、フリーランスを問わず、すべての働く女性の雇用を守り、休業補償を行うこと。とりわけ、シングルマザーへの支援を強めること。

1、妊産婦への支援を強化し、すべての妊婦が安心して出産できる体制を国が保障すること。

1、全ての中小業者、農業従業者、家族従業者に支援が行き届くよう改善すること。

1、DVや虐待などに対応する相談窓口設置など相談体制の強化、被害者シェルターの確保、人員体制の強化をすすめること。